三次市相乗りタクシー事業

「相乗りタクシー利用助成券」申請のご案内

【三次市相乗りタクシー事業とは】

バスや鉄道が走っていない地域を対象に、タクシーを公共交通 としてバスや鉄道代わりに複数人で利用する方へ、料金の一部 を助成するものです。

※要件に該当する方へ助成券を発行します。

■交付を受けられる要件

- ●次の要件を満たす方が、助成券の交付を受けられます。
 - ・20 歳以上の方
 - ・旧三次市内にお住まいの方
 - ・最寄りのバス停や駅から 700m以上離れた場所に住み、次(イ,ロ)のいずれかの要件を満たす方 ※場所の基準はご自宅となります。
 - イ) 運転免許を持っていない人で、他に交通手段を持たない人
 - 口) 運転免許を持っているが、利用できる自動車・バイクがない人

■助成券の申請方法

●「相乗りタクシー利用助成券」の交付を希望する場合は,交付申請書 (別紙)に必要事項を記入して,次のところに提出してください。

<提出先・お問い合わせ先>

三次市 地域振興部 定住対策・暮らし支援課 〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 電話(0824)62-6129



■助成券の受取方法

●申請者が必要な要件を満たしているかを審査し、要件に該当することが確認できましたら、「相乗りタクシー利用助成券」を郵便でご自宅にお送りします。

■助成券の金額

●バス停や駅までの距離に応じて、次の金額を助成します。

ご自宅から, いちばん近い バス停や駅までの距離	助成券の交付枚数(金額) ※4月~6月に申請した場合
700m 以上2km 未満	1年間に300円券×100枚 (30,000円分)
2km 以上	1年間に300円券×200枚 (60,000円分)

[※]申請する月により助成する金額は異なります。

「三次市相乗りタクシー利用助成券」の使い方

○2人以上(ご家族でも可)でタクシーを 利用する。



三次市あいのりタクシー利用助成券 No.

- ○タクシーを降りる時の運賃の支払いの際に、助成券を渡す。
 - ※1回に利用できるのは1人2枚(300円×2枚)まで



〇不足分は現金で支払う。

(例えば)助成券を持つ2人が同乗して、運賃が 1,800 円の場合

- ・助成券が使える枚数は1回あたり1人2枚(600円分)なので、2人が同乗し た場合は4枚(1,200円分)使えます。
- そのため現金での支払いは、足りない600円(1人300円)です。



[※]三次市福祉タクシー等事業の対象者の方には、当該助成額を除いた額を助成しま す。